



第83回

定時株主総会 招集ご通知

Energy & Ecology

日 時

2025年
6月26日（木曜日）午前10時

場 所

北浜フォーラム | 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
(大阪証券取引所ビル 3階)会議室 A・B・C
末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



株主総会
ポータル

スマートフォンでらくらく！

招集通知の閲覧も、議決権行使も
QRコード®を1つ読み取れば、
どちらも簡単に行うことができます。

お土産配布の取りやめについて

株主総会にご出席の株主の皆様にお配りしておりましたお土産につきましては、本年もご用意いたしておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード：1976

2025年6月5日

大阪市西区京町堀一丁目8番5号

明星工業株式会社

取締役社長 柳瀬 徹次

第83回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権はインターネット等または書面によって行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時まで

に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内は、3頁から4頁をご覧ください。

敬 具

記

1	日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
2	場 所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号 北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル 3階）会議室A・B・C
3	報告事項	1. 第83期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第83期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
	目的事項 決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する議渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置に関する事項について

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

<https://www.meisei-kogyo.co.jp/ir/library/meeting/>



<株主総会資料 掲載ウェブサイト>

<https://d.sokai.jp/1976/teiji/>



<東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「明星工業」または「コード」に「1976」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

●本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、以下に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、上記の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、会計監査人および監査等委員会は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権行使は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時

インターネット等



インターネット等による議決権行使方法のご案内をご覧ください、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時までに入力

書面の郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようにご返送ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時までに到着

詳細は4頁をご覧ください

※議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使についての注意事項

インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、インターネット等により複数回数、またはパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

議決権行使以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてに
お問合せください

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部



0120-782-031

（受付時間 9：00～17：00 土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット等行使期限
2025年6月25日（水）午後5時まで

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



ご注意事項

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

インターネットでの議決権行使について操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 **0120-652-031** [受付時間 午前9時～午後9時]



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付け、業績や財政状況等を勘案し、配当方針に基づき総合的に判断いたしております。

第83期の期末配当につきましては、当該方針を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金39円 総額 1,861,698,267円

なお、中間配当金として1株につき21円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき60円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）柳瀬徹次、篠原基嗣、藤野景三および都木裕の4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、指名・報酬委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	やなせ てつじ 柳瀬 徹次	再 任	代表取締役社長	15回／15回
2	しのはら もとし 篠原 基嗣	再 任	取締役 執行役員 支店統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部および大阪調達部、東京調達部 担当	15回／15回
3	ふじの けいぞう 藤野 景三	再 任	取締役 執行役員 営業統括部長、工事統括部長、長崎営業部長およびタンブー プロジェクト ディレクター 兼 浜松工場 担当	15回／15回
4	と き ゆたか 都木 裕	再 任	取締役 執行役員 管理本部長 兼 関連会社 担当	11回／11回

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。
3. 都木裕氏の取締役会出席回数は、2024年6月20日開催の第82回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会を対象としています。

候補者番号

1



再任

新任

社外

独立役員

やな せ

柳瀬

てつ じ

徹次

(1961年1月24日生)

所有する当社株式の数

11,400 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年3月 当社入社
- 2008年4月 当社営業統括部東京営業1部長
- 2018年6月 当社執行役員 営業統括部海外営業推進部長 兼
イクシス プロジェクト プロジェクトマネージャー
- 2019年4月 当社執行役員 営業統括部営業事業部海外営業推進部長
- 2020年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長 兼 海外営業推進部長
- 2021年6月 当社取締役 執行役員 工事統括部長 兼 海外営業推進部長
- 2022年6月 当社取締役 常務執行役員 支店統括部長 兼 調達部 担当
- 2023年7月 当社代表取締役社長（現任）

〔重要な兼職の状況〕 —

候補者番号

2



再任

新任

社外

独立役員

しのはらもと し
篠原 基嗣

(1963年7月24日生)

所有する当社株式の数

14,000 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年3月 当社入社
- 2007年7月 当社支店統括中国・四国支店長
- 2011年4月 当社環境事業統括部担当部長 兼 環境部長
- 2013年6月 当社執行役員 環境事業統括部長 兼 環境部長
- 2017年6月 当社取締役 執行役員 支店統括副統括
- 2019年6月 当社取締役 執行役員 支店統括副統括 兼 環境部長
- 2021年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長
- 2022年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長 兼 工事統括部長
- 2023年7月 当社取締役 執行役員 工事統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当
- 2024年6月 当社取締役 執行役員 支店統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部および調達部 担当
- 2025年4月 当社取締役 執行役員 支店統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部および
大阪調達部、東京調達部 担当（現任）

[重要な兼職の状況] 日本ケイカル株式会社 取締役

候補者番号

3



再 任

新 任

社 外

独立役員

ふじ の けいぞう

藤野

景三

(1960年3月11日生)

所有する当社株式の数

12,800 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年3月 当社入社
- 2008年4月 当社営業統括部東京営業2部長 兼 タングー プロジェクト アシスタント セールスマネージャー
- 2008年5月 当社営業統括部東京営業2部長 兼 タングー プロジェクト アシスタント セールスマネージャー
ナイジェリア プロジェクト サブマネージャー
- 2017年6月 当社執行役員 営業統括部東京営業部長 兼
イクシス プロジェクト アシスタント プロジェクト ディレクター
- 2019年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部営業事業部長、東京営業部長 兼
タングー プロジェクト ディレクター
- 2020年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長、東京営業部長 兼
タングー プロジェクト ディレクター
- 2021年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長 兼
タングー プロジェクト ディレクター
- 2022年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長、
海外営業推進部長 兼 タングー プロジェクト ディレクター
- 2023年7月 当社取締役 執行役員 営業統括部長 兼 タングー プロジェクト ディレクター
- 2024年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長、タングー プロジェクト ディレクター兼 浜松工場 担当
- 2025年4月 当社取締役 執行役員 営業統括部長、工事統括部長、長崎営業部長および
タングー プロジェクト ディレクター 兼 浜松工場 担当 (現任)

【重要な兼職の状況】

明星建工株式会社 取締役
MEISEI NIGERIA LIMITED 代表取締役

候補者番号

4



再任

新任

社外

独立役員

と き ゆたか

都木

裕

(1960年10月11日生)

所有する当社株式の数

10,700 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 3 月 当社入社

2016年 5 月 当社総務部長

2020年 6 月 当社執行役員 総務部長

2024年 6 月 当社取締役 執行役員 管理本部長 兼 関連会社担当（現任）

[重要な兼職の状況]

明星建工株式会社 取締役

メイセイ工事株式会社 代表取締役

株式会社メイセイクリエート 代表取締役

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役 坂本英治、上村恭一および岸田光正の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、このうち坂本英治は退任いたしますので2名の改選と新たに1名、計3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名		当社における地位および担当	取締役会出席状況 監査等委員会出席状況
1	高瀬 善久	新 任	執行役員 営業統括部 担当部長	-回 / -回 -回 / -回
2	上村 恭一	再 任	社外取締役 監査等委員	15回 / 15回 15回 / 15回
3	岸田 光正	再 任	社外取締役 監査等委員	15回 / 15回 15回 / 15回

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新任候補者 高瀬善久氏は、当社の営業部長および支店長として長年の経験があり、実務上の会計・原価管理に関する相当程度の知見を有しております
3. 上村恭一および岸田光正の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 上村恭一氏および岸田光正氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって上村恭一氏は10年、岸田光正氏は6年となります。
5. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
上村恭一氏および岸田光正氏を社外取締役候補者とした理由は、両氏はいずれも直接企業の経営に関与された経験はありませんが、上村恭一氏は公認会計士および税理士として、岸田光正氏は税理士として、財務および会計に関する豊富な知見を有しており、専門的な観点および独立の立場から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待したためであります。また、両氏が選任された場合は、指名・報酬委員会として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。
6. 責任限定契約の内容の概要
当社は、上村恭一氏および岸田光正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
なお、両氏の選任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は上村恭一氏および岸田光正氏の両氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任をご承認いただいた場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

1



再任

新任

社外

独立役員

たかせ よしひさ

高瀬

善久

(1962年8月7日生)

所有する当社株式の数

5,100 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年3月 当社入社
2012年4月 当社営業統括部 大阪営業部長
2020年6月 当社執行役員 営業統括部 大阪営業部長 兼 長崎営業部長
2021年6月 当社執行役員 支店統括 近畿・中部支店長
2024年4月 当社執行役員 営業統括部 大阪営業部長 兼 長崎営業部長
2025年4月 当社執行役員 営業統括部 担当部長（現任）

[重要な兼職の状況] 日本ケイカル株式会社 取締役

候補者番号

2



再任

新任

社外

独立役員

うえむら きょういち

上村

恭一

(1940年3月29日生)

所有する当社株式の数

0 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年4月 公認会計士開業登録
1970年8月 税理士開業登録
公認会計士・税理士 上村恭一事務所開設 所長（現任）
1995年6月 当社監査役
2007年7月 大阪監査法人代表社員
2009年7月 誠光監査法人代表社員（現任）
2015年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

[重要な兼職の状況] 公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長
誠光監査法人 代表社員
株式会社浅川組 社外監査役

候補者番号

3



再 任

新 任

社 外

独立役員

きしだ
岸田

みつまさ
光正

(1955年2月18日生)

所有する当社株式の数

0 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 大阪国税局 入局

1998年7月 大阪国税局 退官

1998年8月 税理士開業登録

岸田光正税理士事務所開設 所長（現任）

2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

【重要な兼職の状況】 岸田光正税理士事務所 所長

ご参考

【本総会終結後の各取締役のスキルマトリックス】

	氏名	社外 独立	取締役 会議長	企業 経営	営業・ 事業 戦略	工事・ 技術・ 研究 開発	人事・ 労務・ ダイバ ーシテ ィ	財務・ 会計	法務・ コンプ ライア ンス	ESG・ リスク 管理
取締役	柳瀬 徹次		○	○	○	○				○
	篠原 基嗣			○	○	○				○
	藤野 景三			○	○	○				○
	都木 裕			○			○	○	○	○
取締役 (監査等委員)	高瀬 善久			○	○	○				○
	上村 恭一	○						○		○
	岸田 光正	○						○		○
	西村 強	○						○		○
	高橋理恵子	○					○		○	○

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月25日開催の第73回定時株主総会において、年額3億3千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また、上記報酬枠とは別枠で2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とする信託を用いた株式報酬制度のための当初の信託期間における当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を156百万円、交付される1事業年あたりの株式数の上限を104,000株とする旨のご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合でも、対象取締役の員数に変更はございません。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年3万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。）。。

（２）退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下、「役務提供期間」という。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 | 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種政策やインバウンド需要が下支えとなり、堅調な企業収益と雇用・所得環境の改善が進む中、個人消費および設備投資が持ち直しをみせ、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、慢性的な人手不足や継続的な物価の上昇、金融市場の不安定さに加えて、中東、ロシア・ウクライナ情勢等の国際政治の不確実性が不安材料となっています。さらに、米国の今後の政策動向が国内景気に大きな影響を及ぼす可能性が高く、先行きは依然として不透明な状況となりました。

建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移し、民間設備投資の一部に持ち直しの動きも見られましたが、建設資材価格の高止まりや、慢性的な建設技術者・労働者不足の問題が深刻化しており、引き続き厳しい状況となりました。

このような状況の中、石油精製・石油化学業界をはじめとしたプラントの定期修理工事が繁忙年となったメンテナンス工事やその他の大型工事等が堅調に推移したことにより、受注高・売上高が増加しました。収益面におきましては、全体の工事量が当初想定を上回ったことに加え、工事原価低減、稼働の効率化等により収益性の向上に努めた結果、増益となりました。

この結果、当連結会計年度における受注高は622億7千1百万円（対前期比7.4%増）、売上高は662億8千3百万円（同9.8%増）となりました。営業利益は106億1千3百万円（同31.6%増）、経常利益は112億3千5百万円（同31.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は84億5千4百万円（同35.4%増）となり、中期経営計画2024-2026の初年度目標値を達成することができました。

なお、期末配当金につきましては、1株当たり39円でお諮りさせていただきます。これにより、中間配当金を加えた年間配当金は1株当たり60円となります。

受 注 高

622億 7千 1百万円

対前期比 7.4 %増 

売 上 高

662億 8千 3百万円

対前期比 9.8 %増 

営 業 利 益

106億 1千 3百万円

対前期比 31.6 %増 

経 常 利 益

112億 3千 5百万円

対前期比 31.4 %増 

親会社株主に帰属する当期純利益

84億 5千 4百万円

対前期比 35.4 %増 

事業別の概況は次のとおりであります。



建設工事業における主要工事である断熱工事につきましては、国内では石油精製・石油化学業界をはじめとしたプラントの定期修理工事が繁忙年にあたったことで堅調に推移しました。また、再生可能エネルギー関連でバイオマス発電所の建設工事が堅調に推移しました。海外ではインドネシア国での大型工事が追加工事も含めて順調に推移しました。この結果、断熱工事全体では、受注高、売上高ともに前期を大きく上回りました。

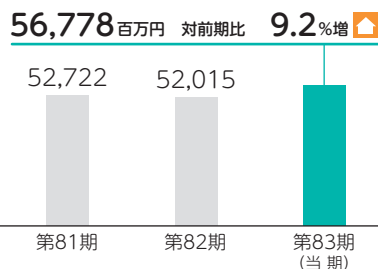
環境関連工事につきましては、社会インフラの更新が進められる中、ごみ処理施設工事、煙突ライニング工事等が順調に進捗しました。この結果、環境関連工事全体では、受注高は前期より減少しましたが、売上高は前期を上回りました。

クリーンルーム工事につきましては、受注高は前期を上回りましたが、半導体設備投資が一旦落ち着いたことの影響等により売上高は前期を下回りました。

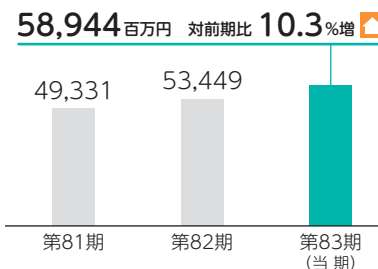
冷凍冷蔵低温設備工事につきましては、受注高は横ばいとなりましたが、売上高は前期を上回りました。

こうした結果、当連結会計年度における建設工事業の受注高は567億7千8百万円（対前期比9.2%増）、売上高は589億4千4百万円（同10.3%増）の計上となりました。

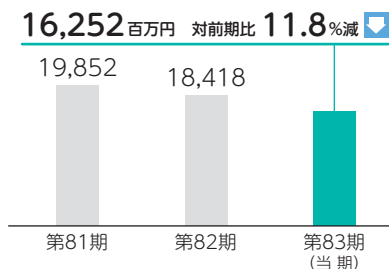
受注高



売上高



受注残高



事業報告

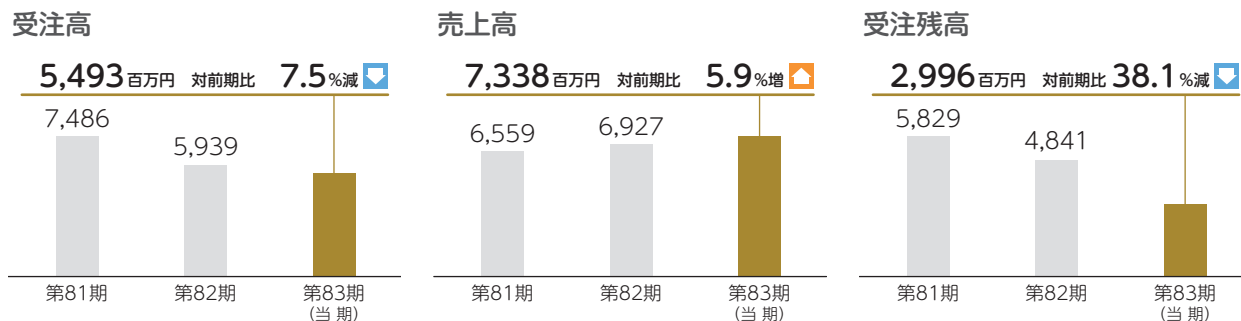


ボイラ事業

ボイラ事業につきましては、温室効果ガスの排出量削減を目指した燃焼効率の向上に対応した事業用ボイラや地産地消型のバイオマス焚きボイラの需要が継続し、改造・点検・補修工事の需要も堅調に推移しました。新缶案件の受注の一部が翌期にずれ込んだことが影響し、受注高は前期を下回りましたが、売上高ではバイオマス焚きボイラを中心に新缶工事等が堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度におけるボイラ事業の受注高は54億9千3百万円（対前期比7.5%減）、売上高は73億3千8百万円（同5.9%増）の計上となりました。

なお、2022年4月に着工しました中部事業所（亀山工場）は2024年5月に竣工し、同年12月に稼働を開始しております。



(注) 当社グループでは、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は省略しております。

2 | 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、25億8千9百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの所要資金は自己資金により充当いたしました。

〈建設工事事業〉

機械装置をはじめとした製造設備の更新、IT投資等

〈ボイラ事業〉

新工場（中部事業所）の建設等

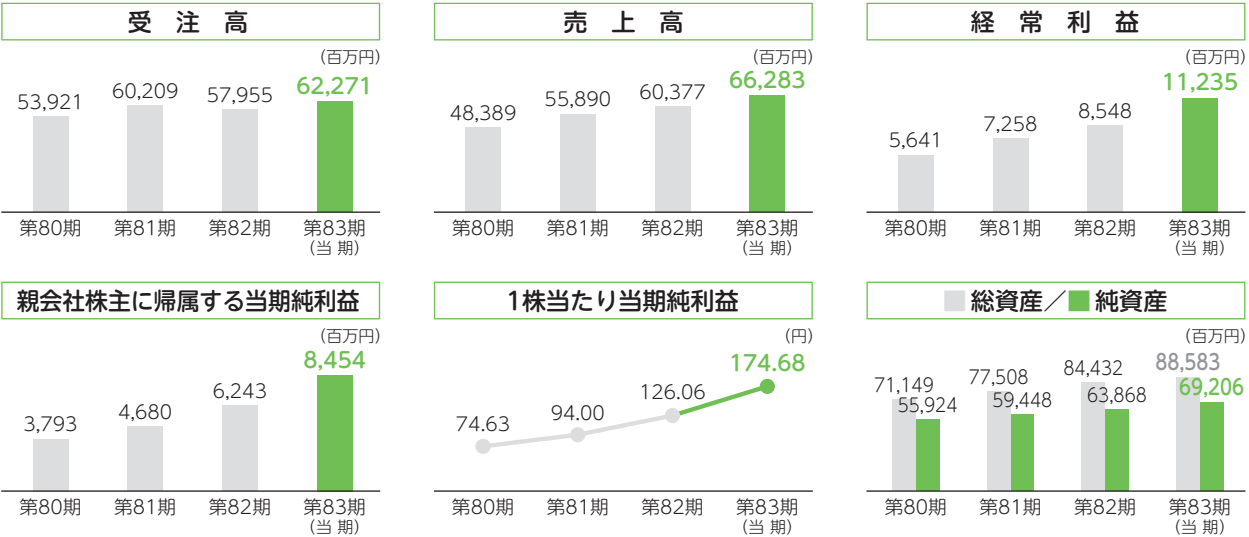
3 | 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

4 | 財産および損益の状況の推移

区 分			第 80 期 2022年 3 月期	第 81 期 2023年 3 月期	第 82 期 2024年 3 月期	第83期（当期） 2025年 3 月期
受	注	高（百万円）	53,921	60,209	57,955	62,271
売	上	高（百万円）	48,389	55,890	60,377	66,283
経	常	利 益（百万円）	5,641	7,258	8,548	11,235
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）			3,793	4,680	6,243	8,454
1 株 当 た り 当 期 純 利 益（円）			74.63	94.00	126.06	174.68
総	資	産（百万円）	71,149	77,508	84,432	88,583
純	資	産（百万円）	55,924	59,448	63,868	69,206
1 株 当 た り 純 資 産 額（円）			1,116.33	1,185.84	1,299.12	1,440.69

（注）1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しており、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を控除しております。



5 | 対処すべき課題

当社グループを取り巻く外部環境としては、国内労働人口の減少、サステナビリティ思考・行動の普及、脱炭素社会に向けた移行が本格化していくことが挙げられます。今後の市場の動向として、化石燃料の消費減退を受け、関連設備への投資が漸次的に減少することが予想され、一方で脱炭素関連の投資は中長期的に拡大することが期待されます。

当面の移行期においては、化石燃料の中でも相対的に燃焼時の温室効果ガス排出量が少なく環境負荷が低いLNG（液化天然ガス）の需要が世界的に高まり、世界でLNGプラントへの投資が活発化する可能性があります。持続可能な航空燃料（SAF）、二酸化炭素回収・貯留設備（CCS）、合成メタン等の領域への投資が進行すると並行して、水素やアンモニアなどの次世代エネルギー活用に向けた技術開発がますます本格化することが予想されます。

このような状況を踏まえ、2024年度を初年度とする「中期経営計画2024-2026」を策定いたしました。「未来の躍進に繋げる投資」を基本方針として、既存事業の深化・進化と持続的な成長戦略により経営基盤を強化し、サステナビリティ経営の推進により企業価値向上を実現してまいります。

本経営計画は、以下の三つの重点施策から構成されています。

①収益基盤の持続的な強化

脱炭素化への対応強化、既存事業の基盤強化、事業収益性の確保・維持

②持続的な成長戦略の展開

グローバル市場の拡大、断熱事業に次ぐ事業領域の育成、M&Aも活用

③経営基盤の強化

人財獲得・育成、DX投資を推進、ガバナンスの強化

これらの重点施策を実行し、2026年度での目標達成を目指してまいります。

（単位：百万円）

	2027年3月期目標
売上高	61,000
営業利益	8,400
経常利益	8,700
親会社株主に帰属する当期純利益	6,250
受注高	61,000
ROE	10.0%以上

また、ESG（非財務）目標としてサステナビリティ経営課題への取組みを強化してまいります。

事業報告

当社グループは、本経営計画の中で株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題として位置づけております。収益力の向上を図りながら健全な財務体質を維持していくことが企業価値の拡大に繋がると考えております。2025年5月9日に「配当方針の変更に関するお知らせ」にて、中期経営計画2024-2026期間中においてDOE（株主資本配当率）を新たな配当の指標として導入することを公表いたしました。DOE（株主資本配当率）4%以上とすることを目標として追加し、業績に対応した配当性向を30%～40%程度とすることと合わせて総合的に勘案して配当することを基本方針といたしました。

株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6 | 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 よ し み ね	98 百万円	100.0 %	ボイラ・各種工業炉・製缶・配管の設計、製造、施工および据付
明 星 建 工 株 式 会 社	30	100.0	建築工事および内装仕上工事の設計、施工
日 本 ケ イ カ ル 株 式 会 社	300	66.7	けい酸カルシウム保温材の製造、販売
MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.(シンガポール)	1,500 千 S \$	100.0	熱絶縁工事および耐火工事の設計、施工

(S \$: シンガポール・ドル)

- ③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

7 | 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事 業 別 区 分	種 類	事 業 内 容
建 設 工 事 事 業	熱 絶 縁 工 事	保温、保冷（超低温）、防露および耐火・断熱工事
	環 境 関 連 工 事	ごみ処理施設、コンクリート耐震補強、煙突ライニング、防音およびアスベスト除去工事
	内 装 仕 上 工 事	クリーンルーム、アルミ・スチール耐火構造間仕切工事
	そ の 他 附 帯 工 事	築炉・塗装、防食、足場架設、コンクリート補修、鉄工、配管・ダクト、耐火被覆および冷凍冷蔵低温設備工事等
	工 事 用 材 料 の 製 造	熱絶縁工事用材料の製造、販売
ボ イ ラ 事 業	一 般 機 械 器 具 製 造	産業用ボイラ、産業用焼却炉の製造

事業報告

8 | 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所、工場および研究所

本	社	大阪市西区京町堀一丁目8番5号		
東	京	本	部	東京都中央区湊一丁目8番15号
支	店	東部支店（東京都中央区）同支店内に12営業所 近畿・中部支店（大阪市西区）同支店内に7営業所 西部支店（広島市南区）同支店内に18営業所		
工	場	浜松工場（浜松市浜名区）		
研	究	所	中央研究所（浜松市浜名区）	

② 重要な子会社の主要な事業所

国	内	株式会社よしみね（大阪市西区） 明星建工株式会社（大阪市城東区） 日本ケイカル株式会社（浜松市浜名区）
海	外	MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.（シンガポール国）

9 | 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業別区分		従業員数	前連結会計年度末比増減
建設工事	事業	643 名	49 名増
ボイラ	事業	113	16 名増
合	計	756	65 名増

（注）従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
383 名	25 名増	39.3 歳	12.6 年

（注）従業員数は就業人員数であります。

10 | 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200 百万円
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社りそな銀行	100
株式会社伊予銀行	100
三井住友信託銀行株式会社	100
日本生命保険相互会社	100

11 | その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2

会社の株式に関する事項

1 | 株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	190,000,000株
② 発行済株式の総数	55,117,218株
③ 株主数	21,435名
④ 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,507 千株	9.4 %
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	3,771	7.9
公 益 財 団 法 人 富 本 奨 学 会	2,695	5.6
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	2,632	5.5
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,000	4.1
明 星 工 業 取 引 先 持 株 会	1,996	4.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,960	4.1
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,556	3.2
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,400	2.9
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,351	2.8

（注） 1. 当社は、7,381,365株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、この自己株式には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式140,500株は含まれておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役	72,600株	2 名

（注） 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告30頁「2取締役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は当事業年度中に退任した会社役員に対して交付した株式であります。
3. 上記は監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。

2 | その他株式に関する重要な事項

2024年11月21日開催の取締役会において、資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るとともに、株主の皆様への利益還元を充実させるため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項ならびに会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項について決議し、当事業年度において取得および消却いたしました。

(1) 取締役会決議の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	1,400,000株（上限）
株式の取得価額の総額	1,820,000,000円（上限）
取得日	2024年11月22日
消却する株式の種類	当社普通株式
消却する株式の総数	上記に基づき取得する自己株式の全数
消却予定日	2024年11月29日

(2) 上記決議に基づき取得した自己株式

買付株式数	1,269,500株
買付総額	1,650,350,000円

(3) 上記決議に基づき消却した自己株式

消却株式数	1,269,500株
消却日	2024年12月27日

3 | 会社の新株予約権等に関する事項

1 | 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2 | 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4

会社の役員に関する事項

1 | 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	柳 瀬 徹 次	
取 締 役	篠 原 基 嗣	執行役員 支店統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部 および調達部 担当 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	藤 野 景 三	執行役員 営業統括部長、タングー プロジェクト ディレクター 兼 浜松工場 担当 明星建工株式会社 取締役 MEISEI NIGERIA LIMITED 代表取締役
取 締 役	都 木 裕	執行役員 管理本部長 兼 関連会社 担当 明星建工株式会社 取締役 メイセイ工事株式会社 代表取締役 株式会社メイセイフリエート 代表取締役
取 締 役 （常勤監査等委員）	坂 本 英 治	株式会社よしみね 監査役 明星建工株式会社 監査役
取 締 役 （監査等委員）	上 村 恭 一	公認会計士・税理士 公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 誠光監査法人 代表社員 株式会社浅川組 社外監査役
取 締 役 （監査等委員）	岸 田 光 正	税理士 岸田光正税理士事務所 所長
取 締 役 （監査等委員）	西 村 強	公認会計士 ストロング会計事務所 所長 ストロングアライアンス合同会社 代表社員
取 締 役 （監査等委員）	高 橋 理恵子 （現姓：田中）	弁護士 弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士 マックスバリュ東海株式会社 社外監査役

（注）1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏、岸田光正氏、西村強氏および高橋理恵子氏は社外取締役であります。なお、各氏を金融商品取引所の定めるに基づく独立役員として届け出ております。

2. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は公認会計士・税理士として、岸田光正氏は税理士として、西村強氏は公認会計士として、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有し、高橋理恵子氏は弁護士として、法律および法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役 坂本英治氏は、当社の支店長および営業所長として長年の経験があり、実務上の会計・原価管理に関する相当程度の知見を有しております。また、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動
 - ① 新任 [2024年6月20日付]
取締役 都木 裕
取締役（監査等委員） 高橋 理恵子
 - ② 退任 [2024年6月20日付]
代表取締役会長 大谷 壽輝
取締役 福井 健一
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社グループの役員全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。

2 | 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について2021年6月24日付で設置した指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職制を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当該取締役の職務の内容・貢献度および当社の状況等を勘案し、指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重し、取締役会で決定します。

3. 業績連動報酬の内容および額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、経常利益を定量的な業績指標として、内規に基づき支給総額を決定します。取締役ごとの支給額は、当該取締役の業績への貢献度等を勘案し、指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重し、取締役会で決定のうえ賞与として毎年、一定の時期に支給します。

4. 非金銭報酬の内容および額の決定に関する方針

取締役の非金銭報酬は、株式報酬制度による株式交付信託とし、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に対して交付され、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該取締役の退任時としております。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会が原案を諮問し、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定します。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。代表取締役社長が各取締役の基本報酬の算定や担当部門の評価を行うには適任であるとの理由によるものですが、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定いたします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決定します。

区 分	報酬等の総額		報酬等の種類別の総額						対象となる 役員の員数	
			基本報酬		業績連動報酬等		非金銭報酬等			
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	134	百万円	63	百万円	50	百万円	20	百万円	6	名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	37 (24)		37 (24)		－ (－)		－ (－)		5 (4)	
合 計	172		101		50		20		11	

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名が含まれております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の限度額は、2015年6月25日開催の第73回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額3億3千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）、監査等委員である取締役は年額7千万円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名であり、監査等委員である取締役の員数は4名であります。
- また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、取締役に対する信託を用いた株式報酬制度（以下、本制度という。）の導入をご決議いただいております。その内容につきましては、本制度の対象者を取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）とし、当初の信託期間における当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を156百万円、当該取締役に交付される1事業年度あたりの株式数の上限を104,000株といたしております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は8名であります。
4. 業績連動報酬の定量的な業績指標となる経常利益につきましては、事業報告の「1 1 事業の経過および成果」に記載のとおり、中期経営計画の目標数値は上回っており、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門における業績への貢献度を考慮しております。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は前記のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2 1 ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
6. 当社は、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって取締役（社外取締役を除く。）の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。
- これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し194百万円の役員退職慰労金を支給しております。
- なお、支給金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
7. 当社は、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、同総会終結の時をもって取締役（社外取締役を除く。）に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給につきましてご決議いただいております。支給の時期につきましては各取締役の退任時とし、上記報酬等の額には含まれておりません。
8. 取締役会は、当社の事業を統括している立場から最も公平・公正な評価が可能である代表取締役社長 柳瀬徹次に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し決定することとしていることから、代表取締役社長 柳瀬徹次による決定は、取締役会としても決定方針に沿うものであると判断しております。

3 | 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は、公認会計士・税理士上村恭一事務所の所長および誠光監査法人の代表社員であります。当社と同事務所および同監査法人の間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社浅川組の社外監査役を兼務いたしておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
2. 監査等委員である取締役 岸田光正氏は、岸田光正税理士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
3. 監査等委員である取締役 西村強氏は、ストロング会計事務所の所長およびストロングアライアンス合同会社の代表社員であります。当社と同事務所および同社との間には特別な関係はありません。
4. 監査等委員である取締役 高橋理恵子氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同のパートナー弁護士およびマックスバリュ東海株式会社の社外監査役であります。当社と同法人および同社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会および監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（15回開催）		監査等委員会（15回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	上 村 恭 一	15 回	100 %	15 回	100 %
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	岸 田 光 正	15 回	100 %	15 回	100 %
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	西 村 強	15 回	100 %	15 回	100 %
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	高 橋 理 恵 子 （現姓：田中）	11 回	100 %	11 回	100 %

2. 取締役会、監査等委員会における発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要

上村恭一氏は公認会計士・税理士として、岸田光正氏は税理士として、西村強氏は公認会計士として、高橋理恵子氏は弁護士としての専門的見地からそれぞれ企業経営全般にわたる意見を表明し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言、助言を行っております。また、監査等委員会において当社の内部監査およびコンプライアンス体制等について有益な発言を行っております。

なお、高橋理恵子氏は2024年6月20日開催の第82回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査等委員会の出席回数が上村恭一氏、岸田光正氏、および西村強氏と異なります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）による計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法〈またはこれらの法律に相当する外国の法令を含む。〉の規定によるものに限る。）を受けております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

5 | 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 | 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	61,236	流動負債	14,631
現金預金	33,258	支払手形	1,685
受取手形	346	電子記録債務	1,594
電子記録債権	2,552	工事未払金	5,282
完成工事未収入金	16,662	買掛金	227
契約資産	6,135	1年内返済予定の長期借入金	100
有価証券	399	未払法人税等	1,920
未成工事支出金	647	契約負債	488
商品及び製品	461	賞与引当金	540
原材料及び貯蔵品	144	役員賞与引当金	65
その他	633	完成工事補償引当金	109
貸倒引当金	△4	工事損失引当金	1
		その他	2,615
固定資産	27,347	固定負債	4,745
有形固定資産	18,214	長期借入金	700
建物及び構築物	5,093	退職給付に係る負債	157
機械装置及び運搬具	1,682	役員退職慰労引当金	126
土地	10,986	役員株式給付引当金	65
建設仮勘定	74	繰延税金負債	3,025
その他	377	再評価に係る繰延税金負債	498
無形固定資産	188	資産除去債務	12
		その他	159
投資その他の資産	8,944	負債合計	19,377
投資有価証券	6,297	(純 資 産 の 部)	
投資不動産	1,638	株主資本	63,251
繰延税金資産	41	資本金	6,889
その他	1,013	資本剰余金	999
貸倒引当金	△46	利益剰余金	60,358
資産合計	88,583	自己株式	△4,996
		その他の包括利益累計額	5,319
		その他有価証券評価差額金	2,797
		土地再評価差額金	944
		為替換算調整勘定	1,332
		退職給付に係る調整累計額	244
		非支配株主持分	636
		純資産合計	69,206
		負債・純資産合計	88,583

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	66,283
売上原価	50,543
売上総利益	15,739
販売費及び一般管理費	5,125
営業利益	10,613
営業外収益	839
受取利息配当金	318
不動産賃貸料	231
為替差益	24
投資事業組合運用益	136
貸倒引当金戻入額	28
その他	100
営業外費用	217
支払利息	5
不動産賃貸原価	147
投資事業組合運用損	14
その他	50
経常利益	11,235
特別利益	635
固定資産売却益	81
補助金収入	523
投資有価証券売却益	29
特別損失	15
固定資産売却損	15
税金等調整前当期純利益	11,855
法人税、住民税及び事業税	2,912
法人税等調整額	283
当期純利益	8,660
非支配株主に帰属する当期純利益	205
親会社株主に帰属する当期純利益	8,454

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	45,480	流動負債	9,187
現金預金	23,114	支払手形	346
受取手形	190	電子記録債務	1,222
電子記録債権	1,801	工事未払金	3,703
完成工事未収入金	14,294	1年内返済予定の長期借入金	100
契約資産	4,810	未払費用	108
有価証券	399	未払法人税等	1,688
未成工事支出金	520	未払消費税等	1,122
商品及び製品	95	契約負債	9
原材料及び貯蔵品	132	賞与引当金	333
関係会社短期貸付金	214	役員賞与引当金	50
その他	85	完成工事補償引当金	85
貸倒引当金	△180	その他	418
固定資産	17,460	固定負債	2,376
有形固定資産	8,030	長期借入金	700
建物及び構築物	2,631	退職給付引当金	10
機械装置及び運搬具	125	役員株式給付引当金	65
工具器具備品	97	繰延税金負債	898
土地	5,128	再評価に係る繰延税金負債	498
建設仮勘定	36	資産除去債務	12
リース資産	11	その他	191
無形固定資産	61	負債合計	11,564
投資その他の資産	9,368	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	5,685	株主資本	47,935
関係会社株式	1,808	資本金	6,889
投資不動産	1,638	資本剰余金	999
その他	274	資本準備金	999
貸倒引当金	△38	利益剰余金	45,042
資産合計	62,940	利益準備金	722
		その他利益剰余金	44,320
		別途積立金	38,000
		繰越利益剰余金	6,320
		自己株式	△4,996
		評価・換算差額等	3,440
		その他有価証券評価差額金	2,496
		土地再評価差額金	944
		純資産合計	51,376
		負債・純資産合計	62,940

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,858
売上原価	34,796
売上総利益	11,061
販売費及び一般管理費	3,201
営業利益	7,860
営業外収益	1,991
受取利息配当金	1,363
不動産賃貸料	396
貸倒引当金戻入額	7
その他	223
営業外費用	305
支払利息	5
為替差損	30
不動産賃貸原価	233
その他	35
経常利益	9,546
特別利益	29
投資有価証券売却益	29
特別損失	15
固定資産売却損	15
税引前当期純利益	9,561
法人税、住民税及び事業税	2,522
法人税等調整額	44
当期純利益	6,994

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

明星工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 俊 介
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 公 夫
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明星工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

明星工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 俊 介
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 公 夫
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法 第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

明星工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 坂 本 英 治 ㊞

監 査 等 委 員 上 村 恭 一 ㊞

監 査 等 委 員 岸 田 光 正 ㊞

監 査 等 委 員 西 村 強 ㊞

監 査 等 委 員 高 橋 理恵子 ㊞

(注) 監査等委員 上村恭一、岸田光正、西村強及び高橋理恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場のご案内



会 場

北浜フォーラム (大阪証券取引所ビル3階)
会議室 A・B・C

大阪市中央区北浜一丁目8番16号 TEL. 06-6202-2311



日 時

2025年6月26日（木曜日）午前10時



交 通

- 地下鉄堺筋線 北浜駅 1B番出口直結
- 京阪電鉄 北浜駅 27番・28番出口直結

※駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。

当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。